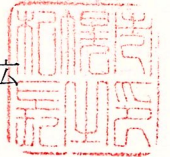


札幌市告示第6686号

令和2年7月豪雨による被災者に対する市税の申告等の期限の延長の期日を、下記のとおり告示する。

令和2年12月7日

札幌市長 秋元 克広



記

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第9条第1項の規定に基づき、令和2年札幌市告示第4523号において別途札幌市告示で定めることとされている期日は、その期限が令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについて、令和3年2月1日とする。